

令和2年度採用茨城県公立学校教員選考結果（2期募集，高等学校特別選考）について

1 2期募集のねらい

大きく変化した社会や様々な社会の課題に対応し，社会を動かせる人財を育成するため，英語教育やプログラミング教育などにおいて，高度かつ専門的な知識・技術・技能を有する方を教員として確保するため。

2 2期募集の志願状況と合格状況（令和元年11月10日実施）

区 分	小	中	高	特	計
現職教諭の選考	6 (4)	2 (2)		2 (1)	10 (7)
ネイティブ英語教諭の選考	3 (3)	1 (0)	5 (4)		9 (7)
英語の資格による小・中・高等学校教諭の選考	1 (1)	1 (1)			2 (2)
英語で他教科の指導が可能な高等学校教諭の選考					0 (0)
情報処理技術者試験合格者等による中・高等学校教諭の選考					0 (0)
特別支援学校教諭（自立活動）の選考				3 (1)	3 (1)
合 計	10 (8)	4 (3)	5 (4)	5 (2)	24 (17)

※現職教諭の選考 中学校合格者の内訳（官案1・保健体育1） () は合格者数

○現職教諭の選考（全校種）

- ・現在，本県以外の都道府県又は指定都市において，正規任用の教諭として3年以上勤務している方

○ネイティブ英語教諭の選考（小・中・高）

- ・英語が母国語又は公用語であるとともに，教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有し，国公私立学校（中・高）における英語教育に関連する業務経験が2年以上ある方

○英語の資格による小・中・高等学校教諭の選考

- ・実用英語技能検定1級相当の資格を有し，正規職員として民間企業，官公庁等において，英語を使った業務に継続して3年以上携わった経験がある方

○英語で他教科の指導が可能な高等学校教諭の選考

- ・英語が母国語又は公用語であるとともに，教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有している方，又は実用英語技能検定1級相当の資格を有し，英語で授業を実践できる方

○情報処理技術者試験合格者等による中（技術）・高等学校（情報）教諭の選考

- ・応用情報技術者試験等に合格し，民間企業，研究機関等における情報関係の業務経験が3年以上ある方

○特別支援学校教諭（自立活動）の選考

- ・理学療法士，作業療法士，又は言語聴覚士の資格を有し，その資格に基づく職務経験が3年以上ある方

3 高等学校の特別選考の志願状況と合格状況（令和元年11月10日実施）

科 目	志願者数	合格者数
水 産	1	1
看 護	2	2
計	3	3

4 今後の予定

教育職員免許状を所有していない合格者（現職教諭の選考を除く。）に対しては，教育職員検定を経て，県教育委員会が特別免許状を授与する予定です。

専決第3号

茨城県指定有形文化財の指定の専決について

上記のことについては、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第3条第1項の規定に基づき、令和元年12月12日付けで下記のとおり専決しましたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

令和元年12月25日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

記

茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第4条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を茨城県指定有形文化財に指定する。

茨城県指定有形文化財

記号番号	名 称	数量	所在地	所有者
建第87号	きやうこまつけじやうたく 旧 小松家住宅	1 棟	小美玉市下玉里1831番地	小美玉市
考第31号	つばいうまいせきしやうとうぎやくせい 坪井上遺跡出土硬玉製 たいしゆ 大珠	7 点	常陸大宮市中富町1087番地の14 (常陸大宮市歴史民俗資料館大宮館)	常陸大宮市 教育委員会

○ 解 説

① 有形文化財（建造物） 旧小松家住宅

桁行14.6m, 梁間8.1m, 南面突出部（土間棟）桁行6.8m, 梁間7.4m

東側突出部（馬屋）桁行3.1m, 梁間3.7m, 曲屋, 寄棟造, 茅葺, 南面, 建築面積145.7㎡

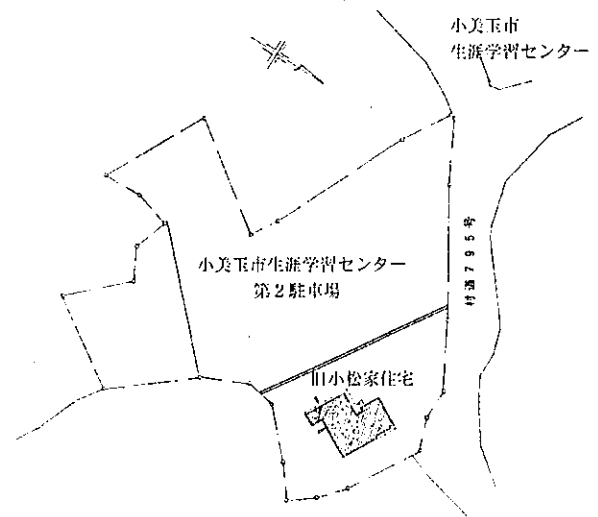
小松家は旧上玉里村の上層農家で、所蔵の「小松隆家文書」によると、元禄9年（1696）～寛政3年（1791）には上玉里村の庄屋を務めた。

明治12年（1879）には小松新右衛門が上玉里村戸長を務めたほか、近年では小松修^{しゅうたつ}達氏が昭和50年（1975）に旧玉里村第2代村長に就任し、平成2年（1990）までの15年間にわたり、その職にあたった。このように小松家は、近世から近代を通して玉里村の指導的な立場にあったと言える。

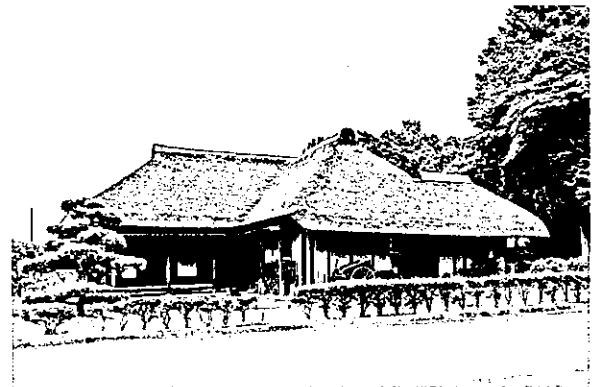
旧小松家住宅は、もと旧玉里村上玉里にあった小松家の主屋が平成7年に同村に寄贈され、その翌年に玉里史料館民家園（現小美玉市民家園）に移築されたもので、可及的に建築当初の形式に復原された。建築年代は明確ではないが、庄屋を務めた18世紀後期とみられる。

建物は茨城県内に広く分布した「曲屋^{まがりや}」であるが、東側に突き出た馬屋がもう一つ曲がり^{まがり}を構成する「二つ曲がり」という珍しい様式をとる。

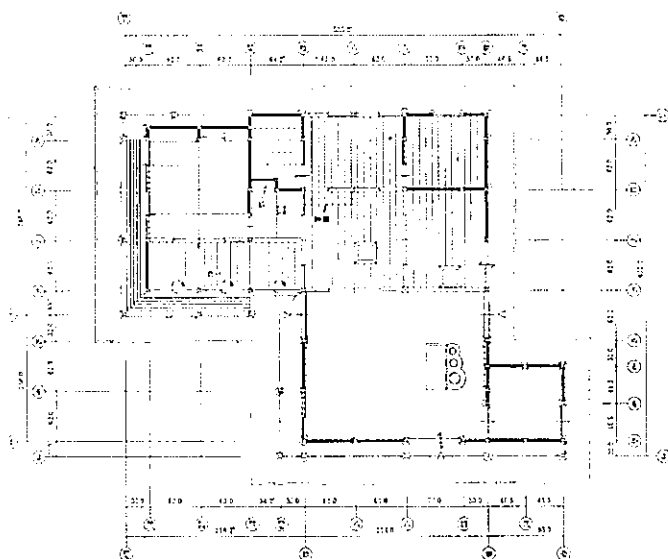
間取りも類例の知られていない形式で、素朴な造りの座敷や中の間の帳場・産部屋^{うぶぐら}の存在、広間部分の整形四間取り^{せいしんよっかんどり}などが特徴的で、茨城県における民家の間取りと構造の発展を考えるうえで、重要な遺構である。



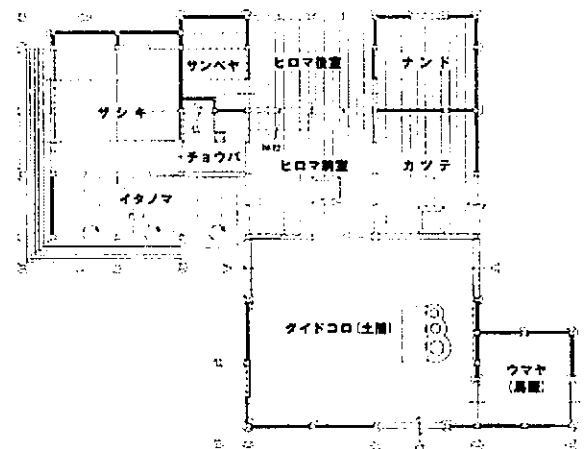
旧小松家住宅配置図



旧小松家住宅前景



平面図



部屋名称

② 有形文化財（考古資料） 坪井上遺跡出土硬玉製大珠

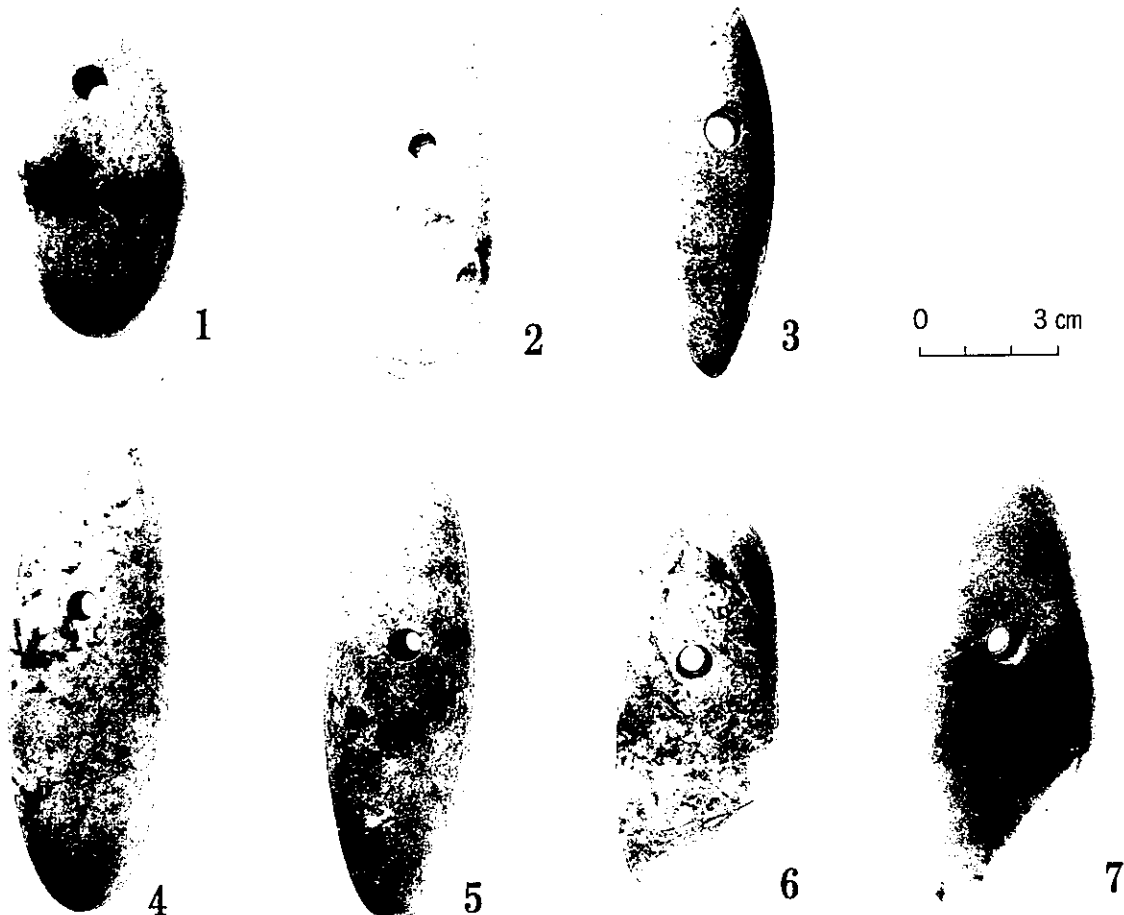
（※ 次の左端の番号は、写真の番号と対応するが、便宜上のものである）

- 1 長さ 7.7cm, 幅3.8cm, 厚さ2.7cm, 重さ142.0g, 白地緑が入る, 光沢はやや鈍い。被熱か。
- 2 長さ 8.8cm, 幅3.5cm, 厚さ1.9cm, 重さ104.0g, 白地鮮やかな緑色の光沢あり。
- 3 長さ 8.3cm, 幅2.4cm, 厚さ2.2cm, 重さ 65.0g, 淡紅色地, 光沢なし。被熱あり。
- 4 長さ11.0cm, 幅3.6cm, 厚さ2.5cm, 重さ173.0g, 淡紅色地, 光沢なし。被熱あり。
- 5 長さ 9.7cm, 幅3.4cm, 厚さ2.4cm, 重さ130.0g, 淡紅色地, 光沢なし。被熱あり。
- 6 長さ 8.4cm, 幅3.6cm, 厚さ2.2cm, 重さ110.0g, 淡紅色地, 光沢なし。被熱あり。
- 7 長さ10.2cm, 幅4.2cm, 厚さ2.5cm, 重さ185.0g, 白地緑が入る, 光沢あり。

坪井上遺跡は、市街地の南東部で、久慈川に玉川が合流する地点に程近い標高50mほどの久慈川西岸の台地（下村田字坪井上）にある縄文時代中期を中心とした奈良・平安時代の複合遺跡である。

同遺跡からは、昭和50年代に耕作中に硬玉製の大珠が5点（うち1点は所有者の意向により指定対象外）が確認されたほか、平成8年の発掘調査で3点の大珠が出土した。このように一つの遺跡から8点の大珠が出土したのは、極めて稀有な事例と言える。

同遺跡からは、硬玉製大珠の未成品や加工屑等は見つかっておらず、すでに穿孔された完成品の状態で同遺跡に搬入されたものと考えられる。また、ほかにも馬高式の特徴をもつ土器（火焰型土器など）が出土していることから、その搬入経路と考え併せて、北陸方面との直接的な結びつきを考えることができ、学術的にも貴重である。



専決第4号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する同意の専決について

令和元年第4回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和元年11月19日付け人第591号で知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和元年11月29日専決をもって同意しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和元年12月25日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

第142号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第11項中「欄」を「項」に改める。

第22条の4第2項第1号ア中「加算した額に」の次に「, 6月に支給する場合には」を、「100分の112.5)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の97.5(特定幹部職員にあつては, 100分の117.5)」を加え, 同号イ中「100分の97.5」を「, 6月に支給する場合には100分の97.5, 12月に支給する場合には100分の102.5」に改め, 同項第2号イ中「100分の50」を「, 6月に支給する場合には100分の50, 12月に支給する場合には100分の55」に改める。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	366,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

再任
用職
員以
外の
職員

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び付則第4項に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,600	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

再任 用職 員以 外の 職員	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,600	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130			376,200			
131			376,700			
132			377,200			
133			377,500			
134			378,000			
135			378,400			
136			378,800			

	137			379,100						
	138			379,600						
	139			380,100						
	140			380,600						
	141			380,900						
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考

- 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額にかかわらず、214,400円とする。

別表第3（第5条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500	416,400
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700	418,900
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800	421,500
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200	424,000
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100	426,200
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200	428,600
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200	431,000
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000	433,400
	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800	435,100
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600	437,200
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600	439,400
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300	441,600
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000	443,300
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700	445,500
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500	447,600
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200	449,800
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000	451,900
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000	454,200
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000	456,500
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000	458,700
	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500	460,900
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400	462,700
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200	464,400
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200	466,100
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700	467,500
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200	468,800
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900	470,000
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600	471,100
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600	472,200
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200	473,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700	474,200
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300	475,400
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800	475,700
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100	476,700
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400	477,800
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600	478,900
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800	479,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800	480,700
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800	481,600
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800	482,500

	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200	487,700
	49	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000	
	60	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700	
再任	61	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100	
用職	62	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400	
員以	63	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700	
外の	64	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000	
職員	65	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70			369,600	422,000	449,600	
	71			370,000	422,600	449,900	
	72			370,300	423,200	450,100	
	73			370,800	423,700	450,300	
	74			371,000	424,300		
	75			371,500	424,800		
	76			371,900	425,400		
	77			372,200	425,900		
	78			372,700	426,500		
	79			373,200	427,200		
	80			373,700	427,800		
	81			374,200	428,100		
	82			374,600	428,700		
	83			375,100	429,400		
	84			375,600	430,000		
	85			376,000	430,400		
	86			376,500	430,900		
	87			376,900	431,600		
	88			377,400	432,300		

	89			377,900	432,500		
	90			378,400			
	91			378,900			
	92			379,400			
	93			379,700			
	94			380,100			
	95			380,600			
	96			381,000			
	97			381,500			
	98			381,800			
	99			382,300			
	100			382,700			
	101			383,300			
再任 用職 員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教育職給料表

1 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300

41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	

再任
用職
員以
外の
職員

89	354,800	417,100	454,300
90	355,200	417,400	
91	355,600	417,700	
92	356,100	418,000	
93	356,600	418,200	
94	357,000	418,500	
95	357,500	418,800	
96	358,000	419,100	
97	358,600	419,300	
98	359,100	419,600	
99	359,500	419,900	
100	360,000	420,100	
101	360,400	420,300	
102	360,900	420,600	
103	361,200	420,900	
104	361,700	421,100	
105	362,200	421,300	
106	362,600		
107	363,100		
108	363,600		
109	364,000		
110	364,500		
111	365,000		
112	365,400		
113	365,800		
114	366,200		
115	366,700		
116	367,100		
117	367,600		
118	367,900		
119	368,400		
120	368,800		
121	369,100		
122	369,500		
123	370,000		
124	370,300		
125	370,700		
126	371,200		
127	371,700		
128	372,100		
129	372,500		
特			965,000
再任用職員	282,800	293,800	315,700
備考			399,700

- 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみに適用する。

2 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,600	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,600	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	
	39	230,100	284,900	401,700	
	40	231,900	286,900	403,100	

再任 用職 員以 外の 職員	41	233,600	288,600	404,800
	42	235,300	290,900	406,200
	43	236,900	293,200	407,500
	44	238,500	295,700	409,000
	45	239,900	297,700	410,600
	46	241,200	300,100	411,900
	47	242,500	302,300	413,400
	48	243,700	304,900	415,000
	49	245,100	307,200	416,700
	50	246,600	309,600	418,100
	51	247,800	311,900	419,700
	52	249,300	314,100	421,200
	53	250,400	316,300	422,900
	54	251,600	318,300	424,400
	55	253,000	320,300	426,000
	56	254,000	322,300	427,600
	57	255,300	324,200	429,100
	58	256,300	326,300	430,600
	59	257,400	328,400	431,800
	60	258,600	330,400	433,000
	61	259,900	332,500	434,200
	62	260,900	334,600	435,500
	63	262,300	336,800	436,800
	64	263,400	339,000	438,000
	65	264,700	340,700	439,200
	66	266,100	342,900	440,400
	67	267,500	344,900	441,600
	68	269,100	347,100	442,800
	69	270,500	348,900	444,000
	70	271,800	350,800	445,200
	71	273,100	352,800	446,400
	72	274,400	354,800	447,600
	73	275,500	356,400	448,700
	74	276,700	358,300	449,300
	75	278,000	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	

89	293,800	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,600	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000

137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700		
147	327,000		
148	327,300		
149	327,500		
150	327,700		
151	328,000		
152	328,300		
153	328,500		
再任用職員	234,000	274,300	331,100
			415,200

備考

1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,500
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	
	39	229,300	258,700	371,300	
	40	231,000	261,000	372,900	

	41	232,600	253,600	374,000
	42	234,300	266,000	375,400
	43	235,900	268,200	376,800
	44	237,500	270,400	378,300
	45	239,200	272,500	379,700
	46	240,700	274,700	381,300
	47	242,000	276,900	382,900
	48	243,400	278,800	384,400
	49	244,600	281,100	385,800
	50	246,000	283,000	387,300
	51	247,400	284,900	388,800
	52	248,600	286,900	390,200
	53	249,700	288,600	391,400
	54	251,100	290,900	392,700
	55	252,300	293,200	393,800
	56	253,300	295,700	394,900
	57	254,500	297,700	396,300
	58	255,700	300,100	397,500
	59	256,800	302,300	398,700
	60	258,000	304,900	400,000
再任 用職 員以 外の 職員	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600
	64	262,300	314,100	404,900
	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000

	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	
	113	303,700	385,300	
	114	303,900	386,200	
	115	304,100	387,100	
	116	304,400	388,000	
	117	304,700	388,800	
	118	305,000	389,500	
	119	305,300	390,300	
	120	305,600	391,100	
	121	305,800	391,700	
	122	306,000	392,500	
	123	306,200	393,200	
	124	306,500	393,900	
	125	306,800	394,500	
	126		395,200	
	127		395,700	
	128		396,300	
	129		397,000	
	130		397,600	
	131		398,100	
	132		398,600	
	133		398,900	
	134		399,200	
	135		399,500	
	136		399,800	

137	400,100
138	400,400
139	400,700
140	401,000
141	401,300
142	401,600
143	401,900
144	402,200
145	402,400
146	402,700
147	403,000
148	403,200
149	403,400
150	403,700
151	404,000
152	404,200
153	404,400
154	404,700
155	405,000
156	405,200
157	405,400
再任用職員	225,200 271,100 324,400 405,200

備考
1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第5条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,600	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000

	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
再任	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
用職	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
員以	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
外の	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
職員	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
用職						
員						

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第5条関係)

医療職給料表

1 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100
	90		483,000	
	91		483,600	
	92		484,000	
	93		484,500	
	94		485,100	
	95		485,700	
	96		486,300	
	97		486,800	
再任用職員		295,200	338,600	393,000
				466,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1		151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2		152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3		153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4		155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5		156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6		158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7		159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8		161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9		163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10		164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11		166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12		168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,300
	13		169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14		171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15		173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16		175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17		177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18		179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19		181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20		182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21		184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22		186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23		187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24		189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25		190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26		192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27		193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
	28		195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29		196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
	30		197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31		199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
	32		200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
	33		201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
	34		203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
	35		204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
	36		205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
	37		206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
	38		208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
	39		209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
	40		210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800

	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
再任	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
用職	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
員以	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
外の	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
職員	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定め
るものに適用する。

3 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	246,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	248,400	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,600	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

再任
用職
員以
外の
職員

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,600	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7（第5条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500

41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600
42	218,600	270,300	316,500	355,200	393,800
43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200
78	251,000	315,700	341,400	386,000	
79	252,000	316,400	341,900	386,500	
80	253,000	317,100	342,300	387,100	
81	253,900	317,400	342,500	387,600	
82	254,600	317,700	342,800	388,000	
83	255,600	318,300	343,300	388,400	
84	256,600	318,600	343,700	388,800	
85	257,200	319,000	344,000	389,000	
86	258,000	319,300	344,300	389,200	
87	258,700	319,700	344,800	389,500	
88	259,600	320,000	345,200	389,800	

再任
用職
員以
外の
職員

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			

	137	279,800				
	138	280,100				
	139	280,400				
	140	280,700				
	141	280,900				
	142	281,100				
	143	281,300				
	144	281,600				
	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の5第1項第1号及び第2号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第12条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のため駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。）を利用してその料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、人事委員会規則で定めるところにより算出した1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額（当該額が1,500円（交通用具が自動車である場合にあっては、3,500円。以下この項において同じ。）を超えるときは、1,500円）を加算した額とする。

第22条の4第2項第1号ア中「6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5」；12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）を「100分の115」に改め、同号イ中「6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号イ中「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の55」を「100分の52.5」に改める。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第5条、第6条、」及び「第12条の5」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定を準用する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「396,000」を「397,000」に改め、同条第2項の表中「330,000」を「331,000」に、「366,000」を「367,000」に改める。

第6条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第9条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

別表第1中「153,000円」を「154,900円」に、「194,000円」を「195,500円」に、「230,000円」を「231,500円」に、「263,000円」を「264,200円」に、「288,900円」を「289,700円」に改める。

別表第2中「182,400円」を「184,600円」に、「226,600円」を「228,500円」に、「270,400円」を「272,300円」に、「319,200円」を「321,000円」に、「356,100円」を「357,500円」に改める。

別表第3の1の表中「164,100円」を「166,100円」に、「202,300円」を「204,000円」に、「330,200円」を「331,100円」に改め、別表第3の2の表中「164,100円」を「166,100円」に、「173,900円」を「175,800円」に、「291,300円」を「293,000円」に改める。

別表第4の1の表中「272,600円」を「274,500円」に、「333,100円」を「335,000円」に、「397,900円」を「399,000円」に改め、別表第4の2の表中「154,400円」を「156,400円」に、「186,900円」を「188,400円」に、「222,100円」を「223,600円」に、「248,100円」を「249,600円」に、「279,900円」を「281,000円」に改め、別表第4の3の表中「168,800円」を「171,000円」に、「190,500円」を「192,400円」に、「238,500円」を「240,200円」に、「261,100円」を「262,700円」に、「285,900円」を「287,100円」に改める。

別表第5中「167,900円」を「169,800円」に、「208,000円」を「209,600円」に、「253,400円」を「255,000円」に、「274,500円」を「275,900円」に改める。

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「(第8条及び第10条並びに別表第1から別表第5までにおいて「任期付職員」という。)」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

第10条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」及び「、第12条の5」を削り、「第4項」を「次項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「前条第11項」の次に「の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を加え、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条」を「その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額」に改め、「勤務時間条例」を削り、同項を同条第2項とする。

別表第1から別表第5までを削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 夜間学級担当手当

第3条第2項第1号中「管理職手当」の次に「の支給」を加え、「業務」を「納税義務者等と直接接して行う業務」に改め、同項第3号中「管理職手当」の次に「の支給」を加える。

第6条第1項第1号中「保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は」を削り、同項第2号中「保安検査、立入検査、完成検査、自主検査の立会い若しくは」及び「又は高圧ガス容器の検査」を削り、同条第2項第1号中「から第4号まで」を「又は第2号」に、「550円」を「750円」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第3号又は第4号の業務 550円の範囲内で人事委員会規則で定める額

第27条及び第28条を次のように改める。

(夜間学級担当手当)

第27条 夜間学級担当手当は、夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を設置する中学校に勤務する職員のうち、副校長(本務として夜間学級に関する校務をつかさどる者に限る。)、教頭(本務として夜間学級に関す

る校務を整理する者に限る。)又は本務として夜間学級で行う教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭若しくは講師が、夜間学級に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当の支給を受ける職員 業務に従事した日1日につき560円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 業務に従事した日1日につき720円

第28条 削除

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条及び第10条並びに付則第4項から第6項まで及び第8項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の特別職給与等条例」という。)の規定、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定及び第8条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与等条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第8条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与等条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

4 第2条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第11条の5の規定により支給されていた住居手当(以下「旧住居手当」という。)の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き旧住居手当に係る住宅(貸間を含む。次項及び付則第6項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第11条の5の規定にかかわらず、旧住居手当の月額に相当する額(旧住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。以下「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第11条の5第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第11条の5第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額(以下「差額相当額」という。)が1,000円を超えることとなる職員

5 旧住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き旧住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、前項第1号に掲げる職員又は差額相当額が2,000円を超えることとなる職員に該当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正後の給与条例第11条の5の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

6 旧住居手当の月額が3,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き旧住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、付則第4項第1号に掲げる職員又は差額相当額が3,000円を超えることとなる職員に該当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、改正後の給与条例第11条の5の規定にかかわらず、旧手当額から3,000円を控除した額の住居手当を支給す

る。

(人事委員会規則への委任)

- 7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年茨城県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)別表第3の任期付職員教育職給料表」を削る。

第4条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

参考

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 改正の目的

人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料月額の設定、期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等、所要の改正をするもの

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例（第1条及び第2条関係）

ア 給料表の引上げ（第1条、規則で定める日施行、H31.4.1適用）

人事院勧告どおり引き上げ。（H31.4.1適用、若年層のみ、平均改定率+0.1%）

イ 期末・勤勉手当の設定（第1条、規則で定める日施行、H31.4.1適用）

期末・勤勉手当の年間支給月数 4.45月分 → 4.50月分（+0.05月分）

(7) 令和元年12月の勤勉手当の支給月数の改定（第1条、規則で定める日施行、

H31.4.1適用）

	改正前	改正後	
	6月/12月とも	6月	12月
一般職員	0.925	0.925	0.975
特定幹部職員	1.125	1.125	1.175
医療大学長	0.975	0.975	1.025

(4) 令和2年6月以降の勤勉手当の支給月数の改定（第2条、R2.4.1施行）

	改正前		改正後
	6月	12月	6月/12月とも
一般職員	0.925	0.975	0.95
特定幹部職員	1.125	1.175	1.15
医療大学長	0.975	1.025	1.00

※ 再任用職員については改定なし

ウ 住居手当の見直し

人事委員会勧告どおり見直し

(7) 手当の支給対象となる家賃額を引上げ（12,000円以上 → 16,000円以上）

(4) 手当額の上限を引上げ（27,000円 → 28,000円）

※ 家賃額59,000円未満の者は手当額の引下げとなる。

手当額が減額となる職員について、経過措置を講じる。

- ・令和2年度 支給月額が1,000円超減となる場合「改定前支給額-1,000円」を支給
- ・令和3年度 支給月額が2,000円超減となる場合「改定前支給額-2,000円」を支給
- ・令和4年度 支給月額が3,000円超減となる場合「改定前支給額-3,000円」を支給

エ 通勤手当の見直し（第2条、R2.4.1施行）

自宅から自家用車で最寄り駅まで行き、そこから公共交通機関を利用して通勤する場合（いわゆる「パーク＆ライド」）における駐車場利用料金を通勤手当として支給（駐車料金の2分の1（月額3,500円を限度））

(2) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（第3条及び第4条関係）

期末手当の支給月数の引上げ

年間支給月数 3.35月分 → 3.4月分（+0.05月分）

ア 令和元年12月の支給月数の改定（第3条，規則で定める日施行，H31.4.1適用）

	改正前	改正後
6月	1. 6 7 5	1. 6 7 5
12月	1. 6 7 5	1. 7 2 5

イ 令和2年6月以降の支給月数の改定（第4条，R2.4.1施行）

	改正前	改正後
6月	1. 6 7 5	1. 7
12月	1. 7 2 5	1. 7

(3) 職員の育児休業等に関する条例（第5条関係）

ア 育休任期付短時間勤務職員に常勤職員の給料表を適用（R2.4.1施行）

イ 育休任期付短時間勤務職員に単身赴任手当を支給（R2.4.1施行）

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第8条及び第9条関係）

ア 給料表の引上げ（第7条，H31.4.1適用）

イ 期末手当の支給月数の引上げ

年間支給月数 3.35月分 → 3.4月分（+0.05月分）

(ア) 令和元年12月の支給月数の改定（第8条，規則で定める日施行，H31.4.1適用）

	改正前	改正後
6月	1. 6 7 5	1. 6 7 5
12月	1. 6 7 5	1. 7 2 5

(イ) 令和2年6月以降の支給月数の改定（第9条，R2.4.1施行）

	改正前	改正後
6月	1. 6 7 5	1. 7
12月	1. 7 2 5	1. 7

ウ 任期付職員に常勤職員の給料表を適用（第9条，R2.4.1施行）

エ 任期付短時間勤務職員に単身赴任手当を支給（第9条，R2.4.1施行）

(5) 職員の特殊勤務手当に関する条例（第10条関係，R2.4.1施行）

夜間学級担当手当の新設等，職員の特殊勤務手当について，国や他の都道府県の動向，勤務環境の変化等を考慮し，全体的な見直し等を実施

- ・夜間学級担当手当：夜間学級を担当することを本務とする教育職員（副校長，教頭，教諭，講師等）が，夜間学級に関する業務に従事したときに支給（管理職：日額560円，管理職以外：日額720円）
※令和2年4月に常総市（水海道中学校）に夜間学級が設置されることから新たに手当を措置するもの

3 施行期日

規則で定める日（一部令和2年4月1日）

専決第5号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する同意の専決について

令和元年第4回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和元年11月19日付け人第591号で知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和元年11月29日専決をもって同意しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和元年12月25日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

第143号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「場合」の次に「又は第6条第6項各号に掲げる旅行であつて人事委員会規則で定めるものに該当する場合」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会規則で定めるところによる場合は、この限りでない。

第6条第6項中「在勤公署から片道2キロメートル未満の旅行及びおおむね1時間未満の定例的な業務に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 在勤公署から片道2キロメートル未満の旅行
- (2) おおむね1時間未満の定例的な業務に係る旅行
- (3) 公共交通機関の利用による在勤公署の存する都道府県外（以下「県外」という。）への旅行以外の内国旅行

第9条第1項中「第19条第1号に規定する旅行及び外国旅行に係る」を削る。

第15条第3項中「在勤公署の存する都道府県外（以下「県外」という。）」を「県外」に改める。

第18条第1項第2号中「24円」を「28円」に改める。

第19条中「、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ」を削り、「当該各号に定める額による」を「2,200円とする」に改め、同条各号を削る。

第23条第1項第1号中「第19条各号に掲げる旅行の区分に応じ同項各号」を「第19条」に改める。

第35条及び第36条を次のように改める。

（移転料）

第35条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧在勤公署から新在勤公署まで随伴する場合の移転料の額は、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第2の定額（以下この条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額

(3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に定める額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第36条の2第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、人事委員会規則で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して新在勤公署へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで新在勤公署へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条第2項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第36条 着後手当の額は、新居住地の存する地域の区分に応じた別表第2の定額により支給する旅行雑費の10日分及び宿泊料定額の10夜分を超えない範囲で別に定める額とする。

第36条の次に次の1条を加える。

(扶養親族移転料)

第36条の2 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤公署から新在勤公署まで随伴するとき。

(2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤公署について1回限り、扶養親族を新居住地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

(3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に定める額の合計額による。

(1) 配偶者及び12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満の子については、前号に定める額の2分の1に相当する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

付則第4項を削る。

別表第2 2 死亡手当の表を別表第2 3 死亡手当の表とし、別表第2 1 定額により支給する旅行雑費、宿泊料及び食卓料の表の次に次の1表を加える。

2 移転料

区 分	路程 100キロメートル 未満	路程 100キロメートル 以上 500キロメートル 未満	路程 500キロメートル 以上 1,000キロメートル 未満	路程 1,000キロメートル 以上 1,500キロメートル 未満	路程 1,500キロメートル 以上 2,000キロメートル 未満	路程 2,000キロメートル 以上 5,000キロメートル 未満	路程 5,000キロメートル 以上 10,000キロメートル 未満	路程 10,000キロメートル 以上 15,000キロメートル 未満	路程 15,000キロメートル 以上 20,000キロメートル 未満	路程 20,000キロメートル 以上
9級及び8級の職務にある者	円 141,000	円 188,000	円 269,000	円 338,000	円 425,000	円 521,000	円 575,000	円 628,000	円 680,000	円 734,000
7級、6級及び5級の職務にある者	116,000	154,000	220,000	276,000	348,000	428,000	471,000	514,000	556,000	601,000
4級以下の職務にある者	95,000	126,000	180,000	226,000	285,000	350,000	386,000	421,000	456,000	493,000

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

参考

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正の目的

旅費制度を旅行実態に即したものとするとともに、旅行命令に係る手続きの簡素化を図るため、所要の改正をするもの

2 改正の主な内容

(1) 旅行雑費の見直し

旅行雑費のうち、100 円及び 200 円を廃止

	現 行			見直し（案）		
	市内	県内	県外	市内	県内	県外
公共交通機関	<u>100 円</u>	<u>200 円</u>	2,200 円	<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>	2,200 円
私用車 公用車	<u>100 円</u>	<u>200 円</u>		<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>	

(2) 車賃の見直し

自家用の交通用具を使用した路程に係る車賃の額

1 キロメートルにつき 24 円 → 1 キロメートルにつき 28 円

(3) 旅行命令の簡素化

旅費が支給されない旅行については、口頭による旅行命令を可能とする。

	現 行		見直し（案）	
	旅費	旅行命令	旅費	旅行命令
公共交通機関 私用車	鉄道賃・車賃等 旅行雑費 <u>(100 円, 200 円, 2,200 円)</u>	システム (※ 1)	鉄道賃・車賃等 旅行雑費 <u>(2,200 円)</u>	システム (※ 1)
公用車	旅行雑費 <u>(100 円, 200 円)</u>	システム (※ 1)	<u>(廃止)</u>	<u>口頭</u> (※ 2)

※ 1 学校等は旅行命令票による命令

※ 2 各所属で簡易な出張記録を管理

(4) その他所要の改正

外国旅行に係る規定の整備等

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

第38号議案

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 給料表（第2条第1項関係）

1 現業職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900

	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
再任用	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
職員以	70	213,300	253,100	282,500	311,300	

外の職員	71	213,600	253,500	283,300	311,800
	72	214,000	253,900	284,000	312,300
	73	214,200	254,100	284,800	312,600
	74	214,600	254,500	285,500	313,100
	75	215,100	255,000	286,300	313,600
	76	215,700	255,500	287,100	314,000
	77	215,900	255,800	287,700	314,200
	78	216,600	256,200	288,200	314,500
	79	217,100	256,700	288,700	314,800
	80	217,600	257,200	289,100	315,100
	81	218,300	257,500	289,500	315,400
	82	218,600	257,800	289,900	315,700
	83	219,200	258,100	290,400	316,000
	84	219,900	258,400	290,900	316,300
	85	220,500	258,600	291,300	316,500
	86	220,900	258,800	291,900	316,900
	87	221,300	259,100	292,500	317,200
	88	222,000	259,400	293,100	317,400
	89	222,500	259,600	293,400	317,600
	90	223,000	259,800	293,900	317,900
	91	223,500	260,200	294,400	318,200
	92	223,900	260,400	294,800	318,500
	93	224,300	260,700	295,200	318,700
	94	224,700	261,100	295,700	319,000
	95	225,100	261,400	296,200	319,300
	96	225,400	261,700	296,700	319,500
	97	225,700	261,900	297,000	319,700
	98	226,200	262,200	297,400	320,000
	99	226,700	262,400	297,900	320,300
	100	227,200	262,700	298,400	320,500
	101	227,600	263,000	298,800	320,700
	102	228,100	263,200	299,200	
	103	228,700	263,500	299,500	
	104	229,300	263,800	299,800	
	105	229,700	264,000	300,100	
	106	230,200	264,200	300,500	
	107	230,500	264,500	300,900	
	108	230,900	264,700	301,300	
	109	231,100	265,000	301,600	
	110	231,500	265,300	302,000	
	111	232,000	265,600	302,400	
	112	232,400	265,800	302,700	

	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

2 現業職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円
	1	154,200	214,400	261,700	272,300
	2	155,500	218,000	263,100	274,100
	3	156,800	221,600	264,600	275,900
	4	158,100	225,200	266,300	277,700
	5	159,200	228,500	267,700	279,000
	6	160,700	230,700	269,600	280,900
	7	162,300	232,700	271,300	282,700
	8	163,800	234,800	272,800	284,500
	9	167,900	236,800	273,900	285,900
	10	169,800	238,800	275,700	288,300
	11	171,700	240,900	277,400	290,500

12	173,600	243,000	279,100	292,700
13	175,200	245,200	280,400	295,100
14	177,500	247,100	281,900	297,700
15	180,000	249,000	283,400	299,900
16	182,300	250,900	284,900	302,300
17	184,600	252,500	286,300	304,500
18	187,100	254,400	287,700	306,700
19	189,500	256,200	288,900	308,900
20	192,100	258,100	290,300	310,800
21	194,300	259,700	291,600	312,800
22	196,700	261,600	292,900	313,900
23	199,100	263,500	294,400	315,000
24	201,600	265,400	295,800	316,200
25	204,000	266,900	296,800	317,500
26	206,600	268,500	298,100	318,800
27	209,300	270,000	299,300	320,300
28	211,900	271,400	300,500	321,900
29	214,200	272,900	301,700	323,200
30	216,900	274,500	302,700	324,600
31	219,600	275,900	303,700	326,100
32	222,300	277,400	304,800	327,700
33	224,800	278,700	306,000	329,200
34	226,400	280,100	306,600	330,700
35	228,000	281,500	307,600	331,800
36	229,600	282,700	308,600	333,300
37	231,100	283,400	309,600	334,800
38	232,500	284,800	310,500	336,100
39	234,000	285,900	311,200	337,500
40	235,300	287,000	312,300	338,700
41	236,900	287,900	313,100	340,000
42	237,600	289,100	313,700	341,300
43	238,700	289,900	314,500	342,800
44	239,800	290,900	315,300	344,300
45	241,000	292,000	316,200	345,700
46	241,900	292,800	316,900	347,100
47	242,700	293,600	317,500	348,500
48	243,600	294,300	318,000	349,900
49	244,300	295,200	318,700	350,700
50	245,100	296,300	319,500	352,100
51	245,900	297,200	320,300	353,400
52	246,800	298,300	321,000	354,800

再任用 職員以 外の職 員	53	247,700	299,700	321,500	356,100
	54	248,600	300,800	322,300	357,500
	55	249,400	301,700	323,100	358,800
	56	250,300	302,500	323,800	360,200
	57	251,100	303,500	324,100	360,800
	58	252,000	304,300	324,700	362,000
	59	252,800	305,300	325,200	363,100
	60	253,700	306,000	325,900	364,400
	61	254,100	307,100	326,400	365,500
	62	254,800	308,100	326,900	366,100
	63	255,400	309,200	327,400	366,600
	64	255,700	310,300	327,700	367,200
	65	255,900	311,000	327,900	367,600
	66	256,200	311,700	328,200	368,100
	67	256,600	312,500	328,800	368,600
	68	257,200	313,300	329,400	369,100
	69	257,500	313,600	329,800	369,300
	70	258,200	314,300	330,200	369,600
	71	258,600	314,800	330,600	370,000
	72	259,000	315,400	331,000	370,300
	73	259,600	316,100	331,200	370,800
	74	259,900		331,400	371,000
	75	260,400		331,600	371,500
	76	260,900		331,800	371,900
	77	261,300		332,200	372,200
	78	261,600		332,400	372,700
	79	261,800		332,700	373,200
	80	262,100		333,000	373,700
	81	262,400		333,300	374,200
	82			333,700	374,600
	83			334,000	375,100
	84			334,400	375,600
	85			334,700	376,000
	86			335,000	376,500
	87			335,400	376,900
	88			335,800	377,400
	89			336,000	377,900
	90			336,300	378,400
	91			336,600	378,900
	92			337,000	379,400
	93			337,400	379,700
	94			337,600	380,100

	95			337,900	380,600
	96			338,200	381,000
	97			338,500	381,500
	98			338,800	381,800
	99			339,100	382,300
	100			339,400	382,700
	101			339,600	383,300
	102			339,900	
	103			340,200	
	104			340,500	
	105			340,700	
	106			341,100	
	107			341,300	
	108			341,500	
	109			341,800	
再任用 職員		220,300	250,300	253,700	279,700

備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。

別表第5の1の表中

「	57	「	56
	57		57
	57		57
	58		57
	58		57
	58		58
	59		58
	59		58
	59		58
	60		59
	60		59
	61		59
	61		59
	62		60
	62		60
	63		61
」		」	

を

に、

「	46	「	45
	47		46
	48		46
	49		47
	49		47
	50		48
	50		48
	51		49
	51		50

を

に改め、別表第5の2の表中

52

51

26
26
26
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
30
31

に,

42
42
43
43
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
47
48

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
45
46
46
47
47
47

に改める。

別表第7中「5,868円」を「5,953円」に、「5,908円, 3号給の者にあつては5,953円, 4号給の者にあつては」を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給がこの規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規

則」という。)別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とする。

- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与(茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成26年茨城県教育委員会規則第2号。以下この項において「平成26年改正規則」という。)付則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規則の規定による給与(平成26年改正規則付則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。)の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和元年12月25日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

(提案理由)

一般職員に適用される職員の給与に関する条例の一部改正等に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をしようとするもの。

「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則」について

1 改 正 理 由

職員の給与に関する条例等の一部改正に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をしようとするもの。

2 内 容

一般職の改正に準じた、所要の改正を行うもの。

(1) 給料表の改正

現業職給料表（一）及び現業職給料表（二）について、一般職の給料表の改正に準じて引き上げる。（平均改定率+0.1%）

給料表	対象職員
現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外に適用
現業職給料表（二）	海洋高等学校に勤務する船舶員に適用

(2) 給料表の改正に伴う所要の改正

ア 昇格時号給対応表の改正

給料表の改正に伴い、昇格後の号給を定める昇格時号給対応表を改正する。

※ 昇格とは、昇任等により、職務の級を上位の級に変更すること。

（現業職給料表（一）昇格の例）

昇格前の級号給が2級64号給であった職員の昇格

2級64号（248,700円） → 3級48号（261,600円）

イ 給料の調整基本額表の改正

給料表の改正に伴い、給料の調整額算出の基礎となる調整基本額表を改正する。

※ 給料の調整額とは、職務の複雑、困難若しくは責任の度合い等勤務の特殊性に基づいて給料月額を調整して増額する措置。技能労務職員では、特別支援学校に勤務する介護員が支給対象。

<介護員の給料の調整額算出方法>

$$\boxed{\text{給料の調整額}} = \boxed{\text{調整基本額}} \times \boxed{1.0}$$

<現業職給料表（一）1級の調整基本額表>※2級～5級は改正無し

改正前		改正後	
号給	調整基本額	号給	調整基本額
1	5,868	1	5,953
2	5,908	2	5,994
3	5,953	3以上	6,000
4	5,994		
5以上	6,000		

ウ その他

期末勤勉手当支給月数の引き上げなど上記以外の改正は、一般職員の例による旨規定されているため、この規則の改正は要しない。

3 施 行 日

公布の日(平成31年4月1日に遡って実施)

令和元年 12 月 25 日
保 健 体 育 課

茨城県スポーツ推進審議会答申の概要

諮問内容

茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備について

1 答申の主旨

茨城県スポーツ推進審議会では、茨城国体に向けて高い水準に押し上げられた、本県の競技力や組織体制を一過性のものとせず、茨城国体のレガシーとして、国体終了後も維持し、向上させていくという認識のもとに、競技力の向上に必要な施策や組織体制の在り方としてのソフト面、施設の整備であるハード面の両面から、本県の目指すべき具体的方向性を慎重に審議し、答申を取りまとめた。

本答申は、「茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備について」の基本的な方向性を示したものであり、今後、答申の内容が本県のスポーツ推進施策の指針となることを強く期待する。

2 答申までの経緯

平成 29 年 12 月 5 日	第 1 回審議会 諮問内容についての意見聴取
平成 30 年 3 月 30 日	第 2 回審議会 答申内容について分科会における意見聴取
平成 30 年 5 月 28 日	第 3 回審議会 答申内容について分科会における意見聴取
平成 30 年 10 月～11 月	県営施設等に関する外部委託調査
令和元年 10 月 31 日	答申内容の承認
令和元年 11 月 20 日	第 1 回審議会 スポーツ推進審議会新委員への報告

3 現状と課題

(1) ソフト面（制度の整備）について

- ① 国体に向けて取り組んできた選手強化事業の中で、効果的であった事業の継続
- ② ジュニア層の発掘・育成
- ③ 優秀な指導者の養成・確保
- ④ 障害の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しめる機会の拡大

(2) ハード面（施設の整備）について

- ① 茨城県体育協会会館（笠松運動公園内）の今後の在り方
- ② 屋内水泳プール兼アイススケート場の利活用
- ③ 県営野球場の今後の在り方

4 具体的施策

○ ソフト面（制度の整備）について

（1）選手の育成強化

- ① 遠征・合宿への支援及びスポーツ医・科学と情報面などからの総合的な支援
- ② 高度な技術・戦術や大会に向けての計画的な育成プログラム等について、専門家からのアドバイスを受ける機会の充実
- ③ 選手育成強化・指導の好循環の構築
- ④ 競技団体と特別支援学校等の連携によるスポーツ機会の充実

（2）指導者の確保

- ① 教員採用試験でのスポーツアスリート特別選考等の継続
- ② 障害者スポーツ指導員養成講習会の実施

（3）組織体制の在り方

- ① 選手強化を一元的に推進する組織の検討

○ ハード面（施設の整備）について

（1）スポーツ環境の整備

- ① 利用者の現状やニーズ等を把握した施設機能面の検討
- ② ジュニア層からトップアスリートに至る選手の育成・強化及び指導者の養成に対応できる施設の在り方についての検討

（2）各種施設の今後の在り方について

① 体育協会会館

利用率や稼働率の向上という採算性の面で大きな課題があるため、新たな施設に建て替えることは難しい。今後は、近隣の宿泊施設を活用するなどの検討が必要である。

② アイススケート専用施設

通年活用できる新たな施設の整備については、慎重に検討する必要がある。

③ 県営野球場

公園敷地の有効活用の観点から、拡張・改修工事は難しい。今後の在り方について、検討する必要がある。

茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要な
スポーツ環境の整備について

(答 申)

令和元年 10 月 31 日
茨城県スポーツ推進審議会

はじめに

茨城県スポーツ推進審議会は、平成 29 年 7 月に茨城県教育委員会教育長から「茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備」についての諮問を受け、約 2 年にわたり審議してまいりました。

国内最大の総合的なスポーツの祭典である国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであります。

茨城国体に向けては、平成 23 年度より、茨城県競技力向上対策推進計画を策定し、組織の整備・充実、選手の発掘育成・強化、指導体制の充実・強化及びスポーツ環境の整備を大きな柱として、競技力の向上を図ってまいりました。平成 23 年から平成 24 年を準備期、平成 25 年から平成 27 年を発掘・育成期、平成 28 年から平成 30 年を強化期と定めて、それぞれの時期に様々な事業を展開、令和元年の完成期を経て、悲願である天皇杯・皇后杯を獲得いたしました。

茨城国体に向けて高い水準に押し上げられた、本県の競技力や組織体制を一過性のものとせず、茨城国体のレガシーとして、国体終了後も維持し、向上させていくという認識のもとに、競技力の向上に必要な施策や組織体制の在り方としてのソフト面、施設の整備であるハード面の両面から、本県の目指すべき具体的方向性を慎重に審議し、答申を取りまとめました。

第 1 章では、これまで茨城国体に向けて取り組んできた選手強化事業の現状と課題について明らかにするとともに、本県のスポーツ環境の整備状況と各施設の問題点についてまとめました。

第 2 章では、具体的施策として、ソフト面（制度の整備）における茨城国体後の選手の育成強化、指導者の養成・確保及び組織体制の在り方について、また、ハード面（施設の整備）については、本県の主な県営スポーツ施設が設置されている、笠松運動公園と堀原運動公園の現状と課題を踏まえ、特に、体育協会会館、アイススケート専用施設及び県営野球場における環境整備の在り方について提言いたしました。

本答申は、「茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備」についての基本的な方向性を示したものであり、今後、答申の内容が本県のスポーツ推進施策の指針となることを強く期待いたします。

目 次

第 1 章 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 現状と課題

【ソフト面（制度の整備）について】

【ハード面（施設の整備）について】

（1）本県のスポーツ環境

（2）今後の課題

（ア）体育協会会館

（イ）アイススケート専用施設

（ウ）県営野球場

第 2 章 具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【ソフト面（制度の整備）について】

（1）選手の育成強化

（2）指導者の養成・確保

（3）組織体制の在り方

【ハード面（施設の整備）について】

（1）スポーツ環境の整備

（2）各種施設の今後の在り方について

（ア）体育協会会館

（イ）アイススケート専用施設

（ウ）県営野球場

【参考資料】

1 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 審議経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 茨城県スポーツ推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 9

4 付属関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第1章 現状と課題

【ソフト面（制度の整備）について】

これまで県競技力向上対策本部と県体育協会、それぞれで行ってきた茨城国体へ向けての選手強化事業を、平成29年度より県競技力向上対策本部に一本化して実施している。

茨城国体に向けて高めてきた競技力を茨城国体終了後も維持するためには、現状の選手強化事業の中で効果の大きい事業を継続するとともに、ジュニア層の発掘・育成や、優秀な指導者の養成・確保が課題である。

また、選手強化を推進するための組織体制の在り方についても検討する必要がある。

茨城ゆめ大会は、天候悪化により中止となったが、これまで、茨城県の選手育成・強化事業として、未普及競技種目の普及や茨城県強化指定選手等を対象とした強化練習会や、誰もが楽しめる障害者スポーツの教室を実施し、競技力向上を図ってきたところであり、今後も障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる機会の拡大を図る必要がある。

【ハード面（施設の整備）について】

（1）本県のスポーツ環境

本県の主な県営スポーツ施設は、笠松運動公園と堀原運動公園の2つの公園内に整備されている。

以前は、東町運動公園も県営の施設であったが、平成27年9月に水戸市へ移管し、現在は、スポーツはもとより大規模なイベントや様々な展示会など多目的な利用が可能な新しい体育館として整備されている。

○笠松運動公園

笠松運動公園は、ひたちなか市、那珂市及び東海村にまたがる都市公園であり、昭和49年に本県で開催された第29回国民体育大会のメイン会場として建設された。そして、平成14年に本県で開催された全国高等学校総合体育大会を機に屋内水泳プール兼アイススケート場が整備され、さらに令和元年の第74回国民体育大会に向け、主陸上競技場をはじめとする様々な施設が整備された。

公園内には、陸上競技場のほか、投てき場、体育館、球技場、テニスコート、野球場、登はん競技場、屋内水泳プール兼アイススケート場及びアーチェリー場等が整備されている。

○堀原運動公園

堀原運動公園は、昭和28年に水戸市新原に設置され、武道館、野球場、

競技場、自由広場及び児童公園等が整備されている。

武道館には、大道場、剣道場、柔道場及び弓道場が整備され、各種武道の大会や研修会等の会場となっている。

令和元年の茨城国体では、弓道の会場として近的及び遠的射場が整備された。

(2) 今後の課題

(ア) 体育協会会館

笠松運動公園内にある茨城県体育協会会館（通称「体協会館」）は、昭和49年開催の茨城国体の際に、日本体育協会と県の補助金を財源に建てられた国体開催記念の施設である。

しかし、既に建築から45年が経過しており、老朽化が著しいこと、また、和式トイレが多く残っていることや浴室が男女兼用となっていることなど、現在の利用者のニーズに対応していない状況である。

また、利用者数は、毎年1,500人程度に留まっていることや、年間の稼働率も10%程度で、合宿所の定員に占める稼働率が10%以下と非常に低い状況であることなどから、合宿所としての在り方を検討すべき時期に来ている。

こうした状況の下、県議会国体調査特別委員会から、「体育協会会館は、築40年以上が経過し、老朽化が著しいことから、民間の力を最大限に活用し、合宿以外でも利用できる宿泊施設に建替えを検討すべきである。」とも提言されている。

(イ) アイススケート専用施設

笠松運動公園内にある屋内水泳プール兼アイススケート場については、平成14年に本県で開催された全国高等学校総合体育大会の際に整備されたものである。

以後、毎年4月から8月までは水泳プールとして、9月から翌年3月まではアイススケート場として、施設を兼用し使用してきたところである。

しかしながら、それぞれの競技団体から、競技力の維持・向上のため、通年利用可能な専用施設の整備を望む声が上がっている。

また、県議会国体調査特別委員会から、「屋内水泳プール兼アイススケート場は、水泳競技とスケート競技の共有施設となっていることから、各競技種目が単独で通年の使用を可能とするための専用施設の整備を検討すべきである。」と提言されている。

(ウ) 県営野球場

県営野球場は、昭和28年に堀原運動公園内に設置され、その後、昭和48年にメインスタンドを改築するなど大規模な改修が行われ、しばらくはそのままの状態となっていたが、平成29年度から30年度にかけ、球場内の

トイレの洋式化と防球ネットの整備が行われた。

しかしながら、野球場の両翼は 91.5m と設置当時のままで非常に狭く、打球が頻繁に場外へ飛び出してしまう状況であるほか、メインスタンドの屋根の支柱も腐食が始まるなど、大規模な改修が必要な時期に来ている。

また、堀原運動公園の敷地に駐車場のスペースが十分でないことから、各種大会を開催する際は、他の施設利用を制限するなど、運営に大きな支障が生じている現状にある。

なお、近隣には、ノーブルホームスタジアム水戸（水戸市民球場）が平成 30 年 6 月にリニューアル工事を完了したほか、ひたちなか市民球場や笠間市民球場など、公式の大会が開催できる球場も多く整備されている。

こうしたことから、県営野球場の今後の在り方を検討する必要がある。

第2章 具体的施策

【ソフト面（制度の整備）について】

（1）選手の育成強化

○本県では、茨城国体に向けて選手の育成強化に取り組み、悲願であった天皇杯・皇后杯を獲得することができた。

主な事業として、国体候補選手の強化を目的に競技団体や選手を支援する「国体に向けた遠征・合宿」や、スポーツ医・科学と情報面等から総合的な支援を行う「チームいばらきサポート」、また、指導者や選手が、より高度な技術と試合時の戦術や大会に向けての計画的な育成プログラム等に対するアドバイスを、専門家から受けられるようにした「スーパーアドバイザー招へい」を行ってきた成果である。

こうした事業は選手強化の上で効果が大きいことから、今後もこれらの強化費を維持し、継続して実施できるよう検討する必要がある。

また、茨城国体会場地市町村を中心に、小・中学生のタレント発掘を継続し、発掘した選手をトップアスリートに育て、さらに指導者として本県に貢献する、選手育成強化・指導の好循環を構築することが重要である。

○障害者スポーツにおいては、運動やスポーツ活動に親しめる機会を創出することが、選手の育成強化に必要である。障害者を対象としたスポーツ大会を開催するとともに、障害の有無に関わらずスポーツを楽しめる機会の拡大を図るため、競技団体や特別支援学校等と連携し、誰でも参加しやすいスポーツ教室等を開催する必要がある。

（2）指導者の養成・確保

○茨城国体に向けた教員採用試験でのスポーツアスリート特別選考等の継続について検討し、全国トップクラスのスポーツ選手など、優秀な人材の採用に向けて取り組み、本県におけるスポーツの推進に寄与できる人材を確保することが重要である。

○障害のある人の特性に応じた配慮や工夫など多岐にわたるニーズに対応するため、施設等の環境整備と指導者の質・量の向上に取り組むとともに、障害者スポーツ指導員養成講習会を引き続き実施する必要がある。

（3）組織体制の在り方

障害の有無に関わらず、県内のジュニア層からトップアスリートに至る選手の育成・強化、及び指導者の養成を含むスポーツ活動を総括的に取扱い、選手強化を一元的に推進する組織の検討が必要である。さらに、県内のすべてのスポーツ活動を推進する組織の整備・検討を図る必要がある。

【ハード面（施設の整備）について】

（１）スポーツ環境の整備

近年、人々のスポーツや健康づくりに対する関心が高まる中、県民のスポーツ施設の整備に関するニーズも多様化していることから、施設の機能面での充実を検討していく必要がある。

また、茨城国体終了後においても競技力の維持・向上を図るため、本県のスポーツ環境については、今後も継続して整備に努めていくべきである。特に、ジュニア層からトップアスリートに至る選手の育成・強化及び指導者の養成に対応できる施設の在り方について検討する必要がある。

○笠松運動公園では、利用者のニーズ等を十分に調査し、現状を分析した上で、公園内の施設設備の検討をするとともに、今後、ますます加速する高齢化社会への備えや、障害者も利用可能なバリアフリーに配慮した施設の整備が必要である。

○堀原運動公園では、武道館の施設整備や県営球場の今後の在り方について引き続き検討を進めていく必要がある。

（２）各種施設の今後の在り方について

（ア）体育協会会館

茨城国体終了後における競技力の維持・向上を図るためには、強化拠点となるスポーツ施設の整備が必要であると考えられるが、現在の体育協会会館は、利用者数や稼働率が著しく低い状況であるため、まずは、現在の施設における課題、また、強化拠点施設としての需要や利用者のニーズ等を調査し、現状を分析するとともに、施設・設備の在り方について検討し、笠松運動公園の利用拡大を図っていくことが重要である。

また、体育協会会館の建替えについては、利用率や稼働率の向上という採算性の面で大きな課題があるため、新たな施設に建替えることは難しいことから、今後は近隣の宿泊施設を活用するなどして、引き続き合宿のできる環境を整えていくことが重要である。

（イ）アイススケート専用施設

現在の笠松運動公園内の屋内水泳プールをアイススケート専用施設とすることは、施設の利用状況から難しいため、通年利用を可能とする場合には、アイススケート場を別の場所へ建設することが可能か検討する必要がある。

アイススケートの場合、夏季シーズンの集客が難しく、通年利用の施設とする場合には、採算の面で大きな課題があることから、新たな施設の整備については、慎重に検討していく必要がある。

集客の見込める地域はどこか、また、施設の規模や運営方法等はどのようにすべきか、といった点など十分に調査し、その結果から整備することが可能か判断することが必要である。

(ウ) 県営野球場

現在、県営野球場については、平成 29 年度から 30 年度に防球ネットの整備やトイレの改修を行うなど、必要最低限の整備を実施したところであるが、メインスタンドの屋根は老朽化が著しく、改修するとなると、多額の費用を要することになる。

また、堀原運動公園の敷地が非常に狭いことから、野球場の拡張工事もとより、改築工事も非常に厳しいと言える。

こうした状況に加え、近隣の野球場の設置状況も踏まえ、県営野球場の今後の在り方について、修繕を繰り返しながら存続していくのか、別の場所に新たに整備するのか、あるいは県営野球場を廃止するのか、検討していく必要がある。

参 考 資 料

- 1 諮問文・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 審議経緯・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 茨城県スポーツ推進審議会名簿・・・・・・・・ 9
- 4 附属関係資料
 - (1) 茨城県競技力向上対策について・・・・ 10
 - (2) 県営スポーツ施設等の概要・・・・・・・・ 13



保体諮問第1号

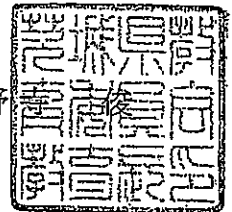
茨城県スポーツ推進審議会

本県におけるスポーツ推進施策の指針とするため、「茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備」について意見を求める。

平成29年7月14日

茨城県教育委員会教育長

小野



(諮問理由)

茨城国体の開催は、本県の競技力向上に大きく寄与するだけでなく、県民のスポーツに対する関心を高める絶好の機会である。

また、国体開催に合わせて高いレベルに押し上げてきた本県の競技力を一過性のものとせず、国体終了後も国内上位レベルを維持していくことは、「茨城国体開催のレガシー」でもある。

そのためには、他県の事例等を調査しつつ、ソフト面（制度整備）とハード面（施設整備）の両面から、本県の目指すべき方向性について検討していく必要がある。

- 1 ソフト面（制度の整備）について
 - ・ 国体後の組織体制のあり方
 - ・ 国体後の競技力向上に必要な施策
 - ・ その他
- 2 ハード面（施設整備）について
 - ・ 競技力の維持・向上に必要な県営体育施設の整備
 - ・ その他

以上のことについて、今後の施策への指針を得たいため、茨城県スポーツ推進審議会へ意見を求めるものである。

茨城県スポーツ推進審議会における審議経緯

期 日		内 容
昭和46年 1月29日	建 議	社会体育施設の整備について
2月15日	答 申	児童生徒の対外競技の基準について
12月15日	答 申	社会体育の振興策について
昭和49年 6月24日	答 申	社会体育の振興策について、特に第29回国体終了後の県営体育施設の効率的な活用方策について
昭和54年11月26日	答 申	中学校及び高等学校の課外における運動部活動の充実振興策
昭和55年10月23日	中間報告	社会体育施設整備について
昭和57年 6月25日	答 申	生涯にわたって、体育・スポーツを实践できるための社会体育の今後の方策について
昭和59年 9月27日	建 議	ジュニア層（小学校・中学校・高等学校の児童生徒）の運動競技力の向上策について
昭和61年10月27日	答 申	児童生徒の体力の向上策について
平成 元年 2月14日	建 議	地域のスポーツ振興をめざした体育施設の整備拡充
平成 3年 2月15日	建 議	競技スポーツの振興策について
平成 7年 3月27日	答 申	県民が活力ある生活を営む21世紀のスポーツ振興策
平成10年 9月29日	報 告	平成14年度全国高等学校総合体育大会に向けたスポーツ活動推進プラン
平成13年 3月22日	答 申	生きがいのある生活と活力ある社会づくりを目指した生涯スポーツの在り方（地域スポーツ活動の振興と学校スポーツ活動との連携について）
平成15年 3月19日	報 告	茨城県スポーツ振興基本計画の在り方
平成17年 6月10日	報 告	子どもの体力向上に向けた取組
平成19年 3月22日	答 申	これからの運動部活動の在り方
平成21年 3月11日	報 告	茨城県スポーツ振興基本計画の在り方
平成23年 3月15日	報 告	県営スポーツ施設の整備の在り方
平成25年 8月22日	報 告	国民体育大会を契機とする本県スポーツの推進
平成27年 3月23日	—	茨城県スポーツ推進計画の策定について
平成29年 7月14日	報 告	本県のスポーツ推進に関する提言
令和元年10月31日	答 申	「茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備」について

茨城県スポーツ推進審議会委員 名簿

任期：平成29年11月から令和元年10月

No.	氏 名	性別	役 職 等	備考
1	及川 力	男	県障がい者スポーツ指導者協議会会長	
2	金谷 麻理子	女	筑波大学准教授	
3	川崎 松男	男	茨城県町村教育長会監事（東海村教育委員会教育長）	
4	国本 美加	女	（株）ダイガクコーポレーション代表取締役社長	
5	黒田 さえ子	女	茨城県PTA連絡協議会女性ネットワーク委員会顧問	
6	柴田 一浩	男	流通経済大学教授	
7	関 正樹	男	（公財）茨城県体育協会副会長	
8	巽 申直	男	茨城大学名誉教授	委員長
9	田谷 京子	女	茨城県レクリエーション協会指導委員	
10	友部 静江	女	酒門いきいきスポーツクラブマネジャー	
11	直江 克也	男	茨城県高等学校体育連盟会長（太田第一高等学校長）	
12	中川 薫	女	茨城県スポーツ推進委員協議会 女性委員会委員長	
13	中川 清	男	茨城県市長会（土浦市長）	
14	中村 きよみ	女	NPO法人バレーボールモンテリオール会理事	
15	中村 やえ子	女	茨城県立水戸飯富特別支援学校長	
16	白田 信夫	男	茨城県議会議員	
17	藤田 一宏	男	NHK水戸放送局放送部長	
18	柳沢 和雄	男	筑波大学体育系教授	副委員長
19	湯原 悦子	女	茨城県中学校体育連盟理事（取手市立藤代中学校校長）	
20	和田野 安良	男	（公財）日本障がい者スポーツ協会医学委員会委員	

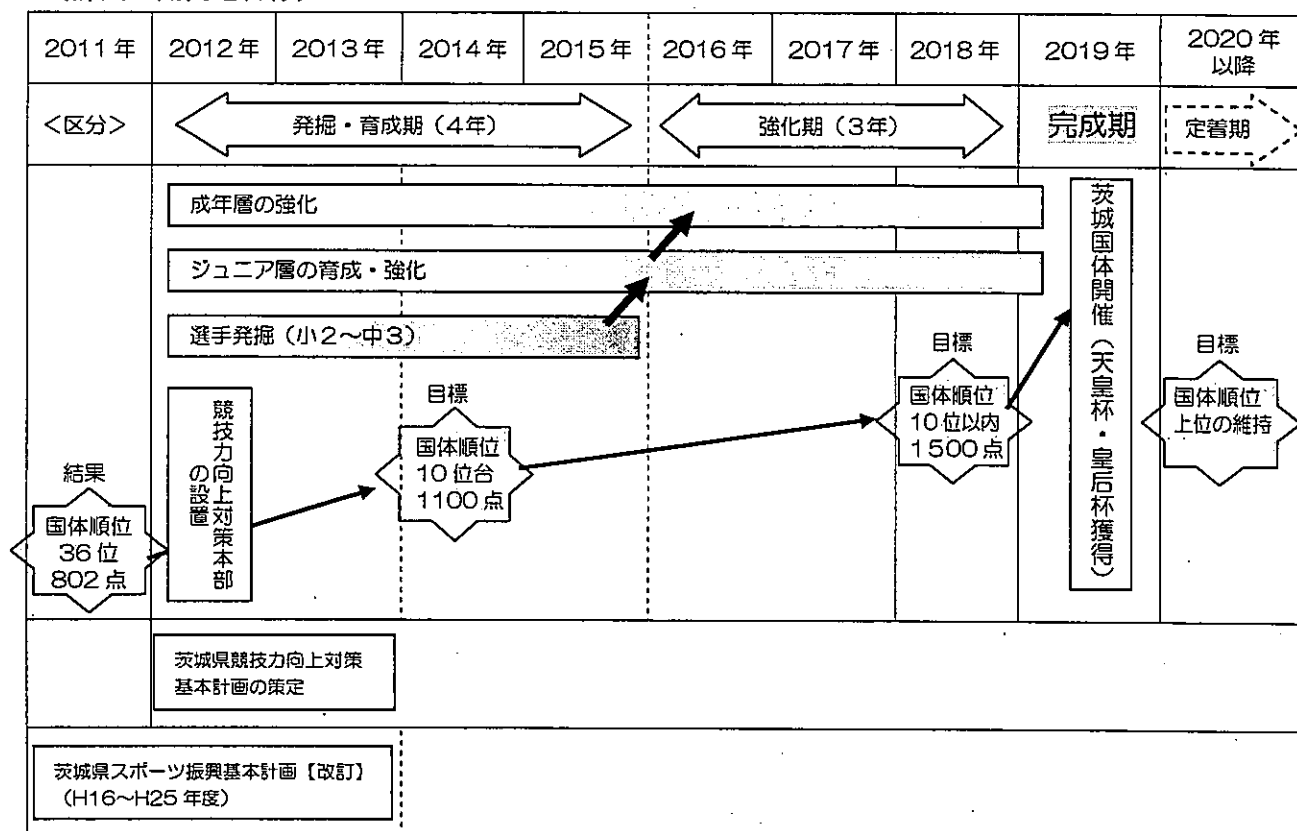
※委員の役職等については、平成29年11月1日現在

茨城県競技力向上対策基本計画概要

<基本計画の趣旨>

第74回国民体育大会における天皇杯・皇后杯の獲得を目指して、開催までの6年間の競技力向上に関する基本的な考え方、方向性を示す。

<計画の期間と目標>



<競技力向上のための具体的な取り組み>

○4つの柱

（1）「組織の整備・充実」

競技力向上対策を実施するための組織の整備・充実と、関係組織間の連携強化

（2）「選手の発掘・育成・強化」

次世代を担うジュニア選手の発掘・育成・強化

（3）「指導体制の充実・強化」

指導者の養成及び資質の向上と強化ネットワークの構築

（4）「競技力向上のための環境整備」

選手強化に必要な練習環境や体制の整備

茨城県競技力向上対策推進計画

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
期別	発掘・育成期				強化期			完成期	定着期	
目標	10位台への挑戦				段階的に順位を上げる		10位以内	天皇杯獲得	上位の維持	
組織の整備・充実	競技力向上対策本部組織の充実									
	競技団体の組織的、計画的な選手強化体制の推進									
	団体間ネットワークの確立				学校体育団体と競技団体の連携					
			社会人選手雇用推進プロジェクト			非常勤講師の加配				
			会場地市町村と競技団体の連携							
選手の発掘育成・強化	共通	当該年度の国体強化			当該年度の国体の更なる強化					
		チームいばらきサポート事業（人材サポート：H25～） （重点競技サポート：H26：8競技，H27：22競技，H28：33競技，H29：40競技）								
					東京オリンピック種目強化					
					スーパーアドバイザー招へい事業			国際交流事業		
	成年層	トップアスリート支援事業			【強化指定制度】 エリートアスリート強化支援事業(個人) トップチーム強化支援事業(団体) 強化コーチ支援事業(指導者)					
				ふるさと出場選手支援事業			社会人選手雇用推進プロジェクト （スポーツ専門員雇用制度含む）			
	ジュニア層	中学校選抜合宿・高校選抜合宿事業			【強化指定制度】 ジュニアエリートアスリート強化支援事業(個人) ジュニアトップチーム強化支援事業(団体) 強化コーチ支援事業(指導者)					
		中学校拠点校コーチ派遣事業								
		中央コーチ招へい事業								
				ジュニア優秀選手支援事業						
				ジュニア選手育成強化プログラム						
		いばらきスポーツアカデミー事業 （競技団体による選手発掘～育成～強化事業）			タレント発掘・育成事業					
	指導体制の充実・強化	指導者養成事業	指導者の県内外研修会・講習会への派遣							
			強化スタッフ会議・事務局スタッフ会議の充実							
		教職員（指導者）の適正配置								
教員選考試験 スポーツ指導者特別選考		→未採用競技（延長） H28(フェンシング・相撲)			スポーツアスリート特別選考 (H29：5人)					
教員選考試験特例（スポーツの実績による一部試験の免除）										
環境整備	競技用具整備事業									
			会場地選手強化支援事業 (H26：10競技，H27：18競技，H28：27競技)							
			広報活動							

2019年競技力向上対策事業計画

	事業名	2019年度内容
Ⅰ 組織の整備・ 充実	競技力向上 対策本部	○競技力向上対策本部では、競技力向上対策を検討するとともに、各競技の競技力を分析・評価し、各競技団体に指導・助言を行う。
	国体に向けた 遠征・合宿	○国体に向けた強化練習会や遠征、合宿等を実施する。 ○東京オリンピック種目強化：東京オリンピックに合わせて追加される国体種目について選手強化を行う。《8競技》
Ⅱ 選手強化	チームいばら きサポート	○医・科学サポート（ドクター・トレーナー・メンタル・栄養等） ○情報・分析サポート（情報分析・動作分析） ○人材サポート（コーチ派遣・戦略分析等） ◆国体や強化練習会、遠征、合宿へ人材を派遣し、選手や競技団体をサポートする。
	スーパーアド バイザー招へ い	○採点競技を中心に全国トップレベルのコーチを「スーパーアドバイザー」として招へいし、より高度な技術や試合時の戦術等のアドバイスを受け、選手の競技力の向上及び指導者の指導体制の充実を図る。
	社会人選手雇 用推進プロ ジェクト	○2019年茨城国体に向けて優秀な成年選手を獲得するため、スポーツ専門員として茨城県競技力向上対策本部で雇用すると共に、県内市町村や企業、教員で雇用することができるよう支援する。
	強化指定制度	○茨城国体において活躍が期待される有望選手、各競技における選手強化の中核となる団体を指定することにより、計画的かつ継続的でより効率的な選手強化を推進し、天皇杯・皇后杯獲得に向けた競技力の向上を図る。 ◆エリートアスリート強化支援（成年） ◆トップチーム強化支援 ◆ジュニアエリートアスリート強化支援 ◆ジュニアトップチーム強化支援 ◆強化コーチ支援 ◆強化指定馬支援
Ⅲ 指導体制の 充実・強化	指導者の養成	○指導者養成研修会 ◆茨城国体に向けた競技力向上を図るために、県・競技団体・学校体育団体等が主催し、指導者の養成を目的とした研修会を開催する。
		○スタッフ会議 ◆各競技団体の指導者を一同に集め、連絡協議会を開催する。 ◆強化スタッフを招集し、県の強化策の周知と年間強化計画を協議、検討し、国体に向けて県全体での一貫指導を図る。

(R 1. 6. 1現在)

13

[illegible]

※ H27. 8. 31付けで閉園し, H27. 9. 1付けで水戸市に移管

番号	施設名	所在地	施設	収容人数	備考
5	東町運動公園	水戸市緑町2-3-10 電話029-221-0737 総面積 46,225㎡ ※駐車場: 約250台 (最大280台)	1 スポーツセンター(体育館) 4,055㎡ 固定席 移動席 ・竣工: 昭和38年 8 月 ・耐用年数60年 スポーツセンター(練習場) 1,361㎡ (1) フェンシング場 207㎡ (2) レスリング場 372㎡ (3) ボクシング場 186㎡ トレーニング室 186㎡ 2 アーチェリー場 1,814㎡ ・竣工: 昭和62年 3 月 3 テニスコート 6,102㎡ 4 相撲場 755㎡ ・竣工: 61年 3 月 5 水泳プール	3,440名 (1,440名) (2,000名)	鉄筋コンクリート2階建 { バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 8面 卓 球 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 1階 2階 マット2面 3階 リング1基 サネットトレーニング用具1式 的 数 8個 ハードコート 6面(照明有り) ・竣工: 昭和39年 3 月 (改修): 平成2年 7 月 クレーコート 3面 ・竣工: 昭和42年 3 月 屋根付き ○競泳 25m×7コース ・竣工: 昭和40年 3 月 ○児童プール(水深0.9~0.7m) ・竣工: 昭和34年 3 月 ○幼児プール(水深0.6~0.25m) ・竣工: 昭和31年 4 月 ※プール管理施設 752㎡ ・竣工: 昭和43年 3 月 ※競泳50m ・竣工: 昭和29年 ・廃止: 平成13年 3 月